

ファミマＴカード・クレジット会員規約 2025 年 7 月改定箇所(新旧対照表)

旧	新
第 2 条（カード） （略） 3. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自己の署名を行います。 （略） 5. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・管理するものとし、他人にカードの貸与、譲渡、担保提供などを行い、もしくはこれらの目的のためにカードの占有を移転しません。 6. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカード情報を利用・管理するものとし、いかなる方法によっても、他人にカード情報を利用させません。 （略）	第 2 条（カード） （略） 3. <u>会員は、カードを貸与されたときは善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。なお、カード裏面に署名欄がある場合は、直ちに自署するものとします。</u> （略） 5. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・管理するものとし、他人にカードの貸与、譲渡、担保提供などを行い、もしくはこれらの目的のためにカードの占有を移転しません。<u>また会員は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえ、カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</u> 6. <u>カード情報は、会員のみが利用できます。</u>会員は、善良なる管理者の注意をもってカード情報を利用・管理するものとし、いかなる方法によっても、他人にカード情報を利用させません。 （略）
第 3 条（カードの有効期限） （略） 2. 当社は、カードの有効期限までに会員から退会の申出がなく、かつ当社が引き続き会員として承認するときは、会員に対し、有効期限を更新した新たなカード（「更新カード」といいます。）を発行します。 （略）	第 3 条（カードの有効期限） （略） 2. 当社は、カードの有効期限までに会員から退会の申出がなく、かつ当社が引き続き会員として承認するときは、会員に対し、有効期限を更新した新たなカード（「更新カード」といいます。）を発行します。<u>ただし、当社所定の期間カードの利用がない場合または当社所定の基準により、更新カードを発行しない場合があります。</u> （略）
第 8 条（ショッピング利用の方法） （略） （略）	第 8 条（ショッピング利用の方法） （略） 4. <u>会員が、入会申込時または入会后、当社所定の方法により携帯電話番号その他当社所定の情報を当社に届け出た場合、第 2 項に定める本人認証手続に必要な情報（以下本条において「本件情報」といいます。）として利用することに同意するものとします。</u> 5. <u>会員は、厳重に本件情報およびワンタイムパスワード等を管理するものとし、本件情報に変更が生じた場合には、すみやかに当社所定の方法により届け出るものとします。</u> 6. <u>カード利用の際、本件情報またはワンタイムパスワード等が使用されたときは、本件情報またはパスワード等について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の債務について会員が支払の責めを負うものとします。ただし、本件情報およびパスワード等の管理について会員に故意または過失がないと当社が認めた場合にはこの限りではありません。</u> （略） 8. 会員は、<u>次のいずれかの行為のためにカードを利用してはならないものとします。</u>

(略)	①クレジットカードご利用可能枠の現金化を目的とする商品もしくは権利の購入またはサービスの利用もしくは受領。 ②法定通貨として定められ流通している紙幣または貨幣の購入。 ③資金調達または転売事業を目的とする商品もしくは権利の購入またはサービスの利用もしくは受領。 ④現金またはこれに類する経済的な利益を受けるため、加盟店または第三者との間で、商品または権利の買戻しまたは譲渡を約束すること。 ⑤法令に違反する事業者がする取引（無許可・無登録事業者が行う取引を含みます。）につき法令に違反することを知らずする取引。 ⑥法令により禁止される商品もしくは権利の購入またはサービスの利用もしくは受領その他公序良俗または法令に違反する取引。 ⑦その他実質的に上記各号と類似すると当社が判断するもの (略)
第 23 条（費用） 会員は、以下に定める費用、税金を負担します。 (略) (5) 口座振替によるお支払いの場合で、当社が会員の都合により決済日に口座振替がなされなかったために金融機関に決済日以降の口座振替の依頼をした場合の口座振替に要する費用。 (略) (7) 当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用。	第 23 条（費用） 会員は、以下に定める費用、税金を負担します。 (略) (削除) (略) (6) 当社が負担する未払債務弁済の受領に要する費用（システム処理手数料、郵送料、再振替手数料等）を当社に対して支払うものとします。ただし、会員のお支払状況を踏まえ、当社が認める場合は当該手数料を請求しないことがあります。
第 28 条（カードの紛失・盗難等） (略) 2. カードの紛失・盗難等により、カードまたはカード情報が第三者に不正使用された場合の損害は、会員負担となります。ただし、当社は、会員が所定の手続きを取った場合、次のいずれかに該当する場合を除いて、この不正使用により受けた損害をてん補します。 (略) (7) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（当社に責がある場合を除きます。）。 (略)	第 28 条（カードの紛失・盗難等） (略) 2. カードの紛失・盗難等により、カードまたはカード情報が第三者に不正使用された場合の損害は、会員負担となります。ただし、当社は、会員が所定の手続きを取った場合、次のいずれかに該当する場合を除いて、この不正使用により受けた損害をてん補します。 (略) (7) カード利用の際、登録された暗証番号 または本人確認（本人認証サービス等）で用いられる ID およびパスワード等 が使用されたとき（当社に責がある場合を除きます。）。 (略)
第 29 条（カードの再発行および差替え） 1. 紛失・盗難など、破損、汚損または滅失などによりカードが利用できなくなった場合、会員は、当社の定める手続きに従い再発行の申出を行い、当社が認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。 (略)	第 29 条（カードの再発行および差替え） 1. 紛失・盗難など、破損、汚損、滅失または会員の責によるカード未受領等による無効、暗証番号変更などによりカードが利用できなくなった場合、会員は、当社の定める手続きに従い再発行の申出を行い、当社が認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。 (略)

第 32 条（会員資格の喪失など） 1. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知によりまたは通知することなく、会員資格を喪失させることができるものとします。 （略） (8) 会員が出入国管理および難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失した場合。 （略） 2. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知することなく、カード利用の一時停止または利用可能枠の変更ができるものとします。 （略） （新設） （略）	第 32 条（会員資格の喪失など） 1. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知によりまたは通知することなく、会員資格を喪失させることができるものとします。<u>なお、これにより生じた損害のてん補はいたしません。</u> （略） (8) 会員が出入国管理および難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失した場合（<u>会員が当社に申告した留期間その他の情報からすれば在留資格を喪失したと認められる場合で、会員が当社の求めにもかかわらず在留期間の更新その他の変更の届出を行わないときを含みます。</u>）。 （略） 2. 当社は、会員が以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、会員に通知することなく、カード利用の一時停止または利用可能枠の変更ができるものとします。<u>なお、これにより生じた損害のてん補はいたしません。</u> （略） (8) <u>第 35 条第 4 項に基づく届出の求めに応じなかった場合</u> （略）
第 35 条（届出事項の変更など） （略） 4. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。	第 35 条（届出事項の変更など） （略） 4. 当社は、<u>届出事項の変更の有無にかかわらず、会員に対し、国籍の届出を求めることがあり、また、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります。なお、会員は、これらの求めに応じるものとします。</u> 5. <u>会員は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等の氏名その他の必要な事項を、それを証する書面を添えて、直ちに当社所定の方法により届け出ていただきます。</u> 6. <u>前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合、会員には、前項と同様に届け出ていただきます。</u>

ファミマ T カード・クレジット会員 個人情報に関する規約 2025 年 7 月改定箇所(新旧対照表)

旧	新
第 4 条（個人情報信用情報機関への登録・利用） 1. 会員などは、当社が加盟する個人情報信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人情報信用情報機関に照会し、会員などおよび会員などの配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法に基づく会員などの支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。	第 4 条（<u>信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供</u>） 1. <u>信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</u> <u>会員などは、下記の事項に同意します。</u> <u>（１）当社は、会員などの本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員などに関する信用情報（第 3 項（１）号に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。</u> <u>（２）上記（１）号の照会により、これら信用情報機関に会員などおよび当該会員などの配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員などの支払能力・返済能力の調査のた</u>

2. 会員などは、カード契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、当社の加盟する個人情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報機関および当該機関と提携する個人情報機関の加盟会員により、会員などの支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
①本人を特定するための情報	登録情報②、③、④のいずれかが登録されている期間	
②カード契約に関する申込みをした事実	当社が当該個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
③カード契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
④債務の支払いを延滞した事実等	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

3. 当社が加盟する個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、ホームページアドレスおよび登録情報は以下のとおりです。またカード契約の契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

名称：(株)シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1 丁目 23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

登録情報：氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等
 本人を特定するための情報、等
 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、等
 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等

めに利用します。

（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員などは、下記の事項に同意します。

（1）当社は、会員などにかかるカード契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

登録情報	登録期間	
	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
カード契約の申込みにかかる事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
カード契約にかかる事実（本人を特定するための情報およびカード契約に関する客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）
上記、カード契約にかかる事実（債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合）	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内）

（2）上記（1）号により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

① (株)シー・アイ・シー

会員などの本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、本人確認書類の記号番号、等）。

申込・契約の内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、等）。

支払い等に関する情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。 名称：(株)日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 4 1 - 1 住友不動産上野ビル 5 号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/ 登録情報：本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等） ※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。 4. 当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。 (株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構と提携している個人信用情報機関 名称：全国銀行個人信用情報センター 住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 1 号 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧ください。	② (株)日本信用情報機構 会員などにかかるカード契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）ならびに申込日および申込商品種別等の情報、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等） 3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 会員などは、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員などの支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 (1) 信用情報機関が保有する信用情報 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 ① 上記第 2 項(1)号により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報 ② 信用情報機関が収集した①以外の情報 ③ 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 (2) 信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 ① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 ② 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 (3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（（1）号①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（（1）号①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。 4. 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関
---	---

(1) 当社が加盟する信用情報機関の名称等

当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、カード契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

① 名称：(株)シー・アイ・シー

（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570－666－414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

② (株)日本信用情報機構

（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03－3214－5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。